

部活動 活動方針

1 目的

- (1) 教師と生徒，生徒相互の人的ふれ合いをもとにして，望ましい集団生活を通して豊かな学校生活を経験させ，人格の調和的発達を図り，健全な社会生活を営む上に必要な資質を養う。
- (2) 生徒はそれぞれに部を結成し，部の特性を発揮し，自主的積極的に活動を展開する。

2 方針

- (1) 生徒の発達段階や特性を考慮し，安全で効率的な活動を行う。
- (2) 決められた約束や時間を守って活動する。
- (3) 生徒の自主的，実践的活動を推進する。
- (4) 勝利至上主義に陥らないように注意し，生徒の思いや願いを大切にされた部活動を運営する。（体罰の厳禁）
- (5) 顧問が指導できないときは，部活動は行わない。

3 部活動実施規定

- (1) 部活動への加入は任意とする。
- (2) 部活動については，保護者，学校の連絡を密にする。
- (3) 休養日は，原則として平日週1日及び土日いずれかを週1日とする。
※ 日曜日は原則として部活動を行わない。

(4) 部活動の時間

4月～9月	午後6時15分まで	(完全下校午後6時30分)
10月	午後6時00分まで	(完全下校午後6時15分)
11月～1月	午後5時00分まで	(完全下校午後5時15分)
2月～3月	午後5時30分まで	(完全下校午後5時45分)

- ◎ 11月～3月までは，各種県北大会以上は，3週間前より30分の延長を認める。但し，顧問の先生がいないときは除く。（4月～10月の延長は認めない。）

手続き…①教頭に相談の上，校長の許可を得る。

②保護者に知らせるとともに，安全な下校の方策をとる。

③全職員に知らせる。（週予定表に記入するなど）

また，大会等のために朝練習を希望するときは，同様の手続きをとる。

- ◎ 定期テスト3日前は部活動休止とする。（7教科は4日前）

※大会があり，テスト前休止期間に練習を行うときは，保護者の承諾をとる。

※中体連新人大会の県大会以上の参加経費については，受益者負担とする。

- (5) 土曜日，祭日等の活動は前日までに指導顧問教師が部員に連絡し，その指示にしたがって活動する。活動時間は，3時間を上限とする。
- (6) 指導顧問教師が不在の場合は原則として活動を行わない。